

11月 教育長 教育行政報告

令和7年

- 10月21日（火） 第31回びわこ南部地域部落解放高校生等交流集会
第1回高校生実行委員会
- 22日（水） 水口ライオンズクラブより読書奨励金目録受領
- 23日（木） 小学校運動会（佐山小）
中学生国際交流事業アメリカ合衆国ミシガン州壮行会
- 24日（金） 札幌市選手団卓球チームWith世界ランカーと触れ合う特別授業（柏木小）
- 25日（土） 第24回全国障害者スポーツ大会 総合開会式
- 26日（日） 第24回全国障害者スポーツ大会 ボッチャ競技・フライングディスク競技（表彰式プレセンター）
- 27日（月） 第24回全国障害者スポーツ大会 総合閉会式
- 28日（火） 第2回甲賀市部活動地域移行検討協議会
- 29日（水） 小学校運動会（甲南第一小）
- 30日（木） 中学校体育祭（水口中）
近畿都市教育長協議会研究協議会（大津市）
- 31日（金） 近畿都市教育長協議会研究協議会（大津市）
- 11月 1日（土） 第12回甲賀（KOKA）・湖南（KONAN）学童軟式野球大会～ダイヤモンド・ソサエティ“梨田昌孝杯争奪戦”～
2025第39回あいの土山マラソン大会 開会式
- 2日（日） 2025第39回あいの土山マラソン大会
- 3日（月） 第2回青少年俳句コンクール表彰式
- 4日（火） 部長会議
第1回甲賀市男女共同参画推進本部本部会
第5回総合計画本部会議
令和8年度教職員人事異動方針説明会
- 5日（水） 第15回甲賀市教育委員会委員協議会
滋賀県立甲南高等学校 第2回授業公開見学
- 6日（木） 第74回全国へき地教育研究大会新潟大会（オンライン）
- 7日（金） 第5回甲賀市議会臨時会

- 11月 8日（土） 朝宮小学校創立150周年記念式典
滋賀大学教育学部創立150周年記念式典
第21回あいの土山文化祭
第30回宇川会館文化祭 前夜祭
- 9日（日） 万博レガシー共創 こうかの遊び場2025～こどものアート&クラフト体験～
- 10日（月） 市内文化芸術関係施設等視察
- 11日（火） 「確かな学力」向上に向けた県市町教育長懇話会（オンライン）
人事評価制度に伴う校長前期面談（第1日）
- 12日（水） 第7回学校経営等協議会
人事評価制度に伴う校長前期面談（第2日）
- 13日（木） 第22回B&G全国教育長会議
- 14日（金） 日本六古窯サミット2025 in 備前
- 15日（土） 日本六古窯サミット2025 in 備前
- 16日（日） 甲賀市総合防災訓練
第46回かふか合唱祭
- 17日（月） 第6回校務運営等協議会
部長会議
甲賀市ひとつづくり制度（人事評価制度）全庁調整会議
第4回甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会
人事評価制度に伴う校長前期面談（第3日）
- 18日（火） 第18回甲賀市教育委員会定例会

令和 7 年第 6 回甲賀市議会定例会（12月）報告案件について

※ 市議会報告前につき、取扱注意。

1. 報告案件

（1）議会の委任による専決処分の報告について

※別紙 1 のとおり

報告第 22 号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 11 月 27 日

甲賀市長 岩永裕貴

専決第11号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年11月10日

甲賀市長 岩永裕貴

668, 932円

(参考) 令和7年9月9日、甲賀市甲賀町小佐治地先において、市が設置したグレーチングを相手方の車両が通行した際に跳ね上げてその一部を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

報告第22号 参考資料

議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

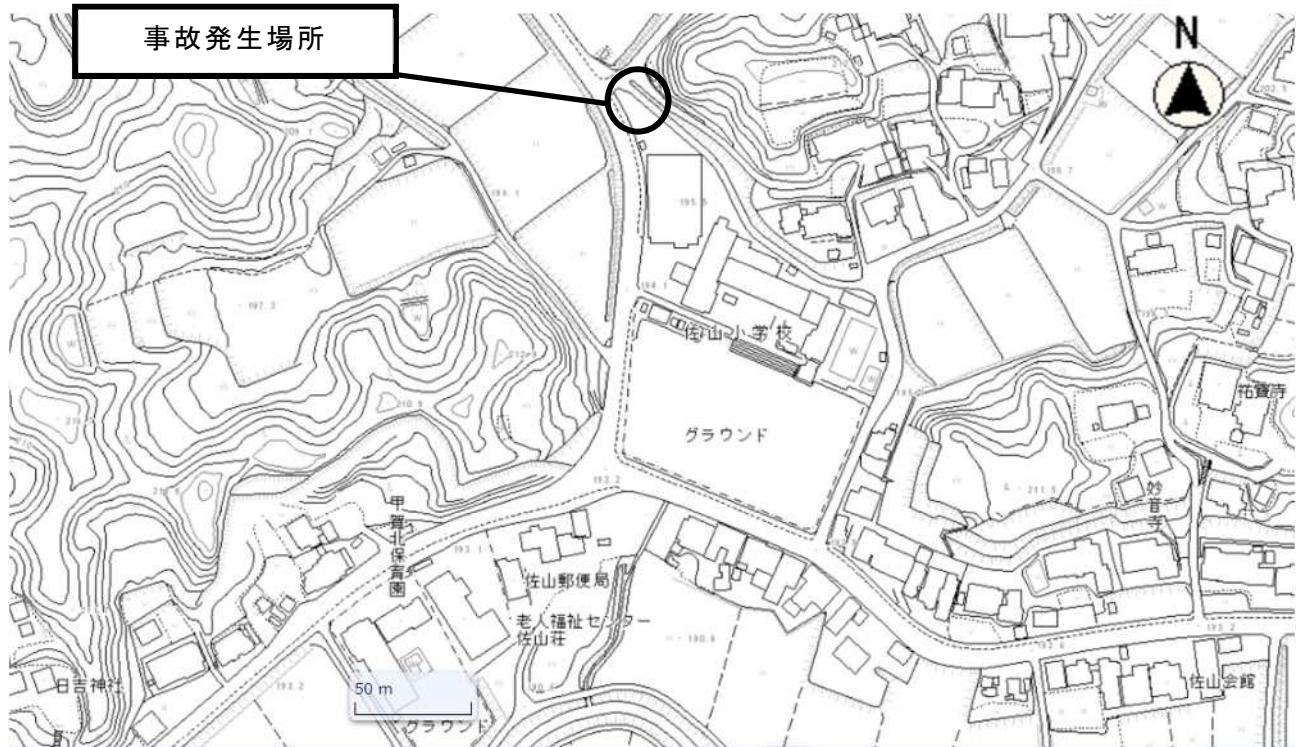
【概要】

令和7年9月9日、甲賀市甲賀町小佐治地先において、市が設置したグレーチングを相手方の車両が通行した際に跳ね上げてその一部を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

【賠償金】 668, 932円

【示談日】 令和7年11月10日

位 置 図



公益財団法人甲賀市スポーツ協会と公益財団法人甲賀創健文化振興事業団の統合について

1. 統合の目的

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が滋賀県で開催され、市民のスポーツや文化に対する価値や必要性への認識が深まる中、生涯スポーツや健康づくり、文化振興への関心や取組が大きな高まりを見せており、さらなる推進が求められています。こうした状況を踏まえ、これまで両法人が培ってきたノウハウや強みを最大限に活かし、より強固な体制を築くことで、市のスポーツ・文化の振興を積極的に担っていくことが必要です。市民の健康増進とスポーツ・文化振興を一層推進し、持続可能な事業運営を実現するため統合するものです。

2. 経緯

令和6年3月29日～令和7年2月25日 新法人設立検討委員会 4回開催

令和7年5月15日 新法人設立統合協議会発足

令和7年5月15日～令和7年9月22日 新法人設立統合協議会 3回開催

令和7年10月28日 統合調印式

名称：公益財団法人甲賀市スポーツ事業団

統合期日：令和8年4月1日

3. 新法人に求めること

市と共に「甲賀市スポーツ推進計画」や「甲賀市文化のまちづくり計画」の方針に基づいた活動を一層充実させ、市民ニーズに的確に対応し、ライフステージに応じたスポーツ・文化環境の提供に向けた取組の充実を期待しています。

統合によって、スポーツ活動を支える人材の集約や競技スポーツと生涯スポーツの一体的な推進、指定管理施設を活用した新たな事業展開が可能となることから、地域に根ざした事業の充実を図り、市民の多様なニーズに応えるための積極的な取組を進めていただきたいと考えます。

また、スポーツ指導者の育成や資質向上に力を入れることで、市民全体の健康促進と活力ある地域づくりに貢献できる体制の構築が可能となります。

市としても、新法人との相互の連携・協働を通じて、より効果的な事業展開が図られるよう支援してまいります。

甲賀市スポーツ協会と甲賀創健文化振興事業団の統合について（方針素案）

1. 新たな公益財団法人設立に向けた考え方

甲賀市スポーツ協会及び甲賀創健文化振興事業団については、これまで本市のスポーツ振興に大きく貢献しており、今後においてもそのノウハウを生かし更に両法人の充実を図ることで、スポーツ推進計画に定める5つの基本方針を進めていきたい。

しかしながら、運営面やマネジメントなど両法人を取り巻く環境は厳しい状況となっていることから、両法人の弱みをそれぞれ補い、強固なものとするため市を含め協同による事業実施に向け進めていきたい。

2. 新たな法人設立の効果

①甲賀市

市のスポーツ施設の管理を一体的に行えるようになり、効率的な管理・運営や経営改善を図ることができる。

また、各スポーツ関係団体に対する事業補助、指定管理委託など、統一された組織に対し総合的な支援ができ、スポーツ活動を支える人材が集約され、窓口の一元化により市民サービスの向上につながる。

②一般財団法人 甲賀市スポーツ協会

野球、サッカーなど様々なスポーツ教室の開催、ウォーキングなどの健康づくりのための教室の定期的な開催など、様々な事業を多角的に展開でき、収益増加につながるとともに、市民の健康増進や基礎体力向上、生涯スポーツの推進を図ることができる。

③公益財団法人 甲賀創健文化振興事業団

収益事業の効率的な拡大を図るとともに、市の指定管理施設を拡大することによりプロパート職員の人材活用と安定雇用につながる。また、より多くのスポーツ団体との連携が図れることで、事業の充実や施設の有効活用につなげることができる。

3. 統合、再編の目的

- (1) 多様化する市民の要望への対応
- (2) 経営基盤の強化
- (3) 組織、職員の活性化
- (4) 機能の充実強化

4. 目指す体制と今後の取り組み

スポーツの振興をめぐる国、県の動向、令和7年度の国スポ・障スポ開催を契機に、まずは、スポーツ振興の体制強化を事由に、社会環境の変化を踏まえた効率的な運営と利便性の両立、さらには、持続可能な組織体制づくりを目指し、設立趣旨や活動の経緯、財務状況や職員の処遇

などの固有の課題にも配慮しながら「新たな法人」の設立に向けた取組みを進める。

- ①新たに「公益財団法人」を設立する。
 - ②理事会、評議員会の人数、事務局の組織体制など詳細については協議により決定する。
 - ③事務局体制は、甲賀市スポーツ協会及び甲賀創健文化振興事業団の職員全員を引き継ぐ。
 - ④給与、報酬等については、基本的に現在の甲賀創健文化振興事業団の給与体制を引き継ぐ。
 - ⑤現在、両法人が実施しているスポーツ事業及び文化事業を引き継ぐ。
 - ⑥現在、甲賀創健文化振興事業団が指定管理している施設を引き継ぐ。また、新たな市内体育施設の指定管理について検討する。
 - ⑦事業補助や運営補助など財政支援は一旦引き継ぐことになるが、重複、類似した事業を整理・見直し、新たな事業展開を図ることとする。
- ※一定軌道にのるまでの間、教育委員会や関係部局と協議しながら、市によるサポート体制を構築する。

【スケジュール（予定）】

令和6年 2月 甲賀市スポーツ協会と甲賀創健文化振興事業団合同の新たな法人設立に向けた協議

(約2ヶ月協議・・・検討委員会を組織する)

令和7年秋 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催

令和8年 新公益財団法人設立（運営開始）を目指す

議案第 70 号

令和 7 年第 6 回甲賀市議会定例会（12月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 18 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

令和 7 年第 6 回甲賀市議会定例会（12月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について

令和 7 年第 6 回甲賀市議会定例会（12月）に提出される議案のうち別紙の教育に関する事務に係る議案への地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見について、異議のない旨甲賀市長に答申することにつき、教育委員会の議決を求める。

※ 市議会提案前につき、取扱注意。

令和7年第6回甲賀市議会定例会（12月）提出議案（教育委員会関係）

1 条例一部改正

（1）甲賀市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第104号》

組織及び施設の在り方の変化や民間委託等の進展により、職員数の状況が大きく変化していることから、職員の定数の見直しを行うもの。

※詳細は「議案第70号 別紙2参照」

（2）甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第109号》

水口中学校の格技場に空調設備が整備されたことに伴い、使用料を定めるため、条例の一部を改正するもの。

※詳細は「議案第70号 別紙3参照」

2 補正予算案件

（1）令和7年度甲賀市一般会計補正予算（第6号）

《甲賀市議会 議案第111号》

（第1表） 歳入 80千円 歳出 26,080千円

歳入

寄附金	教育費寄附金（保健体育費寄附金）	80千円
	スポーツ振興寄附金	80千円
	合計	80千円

歳出

教育費	保健体育費	26,080 千円
	保健体育総務費	社会体育施設管理運営経費 30 千円
		スポーツ振興事業 50 千円
	学校給食費	学校給食事業 26,000 千円

合計 26,080 千円

(第2表) 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
教育費	社会教育費	図書館維持補修事業	137,100 千円

議案第 104 号

甲賀市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 27 日

甲賀市長 岩永 裕貴

甲賀市職員定数条例の一部を改正する条例

甲賀市職員定数条例（平成16年甲賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び水道事業」を「並びに水道事業及び下水道事業」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

職員の定数は、次の表のとおりとする。

議会の事務部局の職員	6人
市長の事務部局の職員	632人
市長の所管に属する病院の職員	50人
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人
監査委員の事務部局の職員	3人
農業委員会の事務部局の職員	5人
公平委員会の事務部局の職員	2人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校	120人
その他の教育関係の職員	
水道事業及び下水道事業の企業職員	50人
合計	870人

第2条第2項中「前項第2号に掲げる職員」を「前項に規定する市長の事務部局の職員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 号参考資料

甲賀市職員定数条例新旧対照表

改正案	現行
(定義)	(定義)
第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、教育委員会 <u>並びに水道事業及び下水道事業</u> の事務部局に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定に基づき臨時に任用される者を除く。）をいう。	第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、教育委員会 <u>及び水道事業</u> の事務部局に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定に基づき臨時に任用される者を除く。）をいう。
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次の表のとおりとする。	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。
議会の事務部局の職員	6人
市長の事務部局の職員	632人
市長の所管に属する病院の職員	50人
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人
監査委員の事務部局の職員	3人
農業委員会の事務部局の職員	5人
公平委員会の事務部局の職員	2人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校	120人
その他の教育関係の職員	
水道事業及び下水道事業の企業職員	50人

<u>合計</u>	<u>870人</u>	<u>合計 1, 010人</u>
2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条の規定に基づく福祉事務所員の定数は、 <u>前項に規定する市長の事務部局の職員</u> の定数のうち35人とする。		2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条の規定に基づく福祉事務所員の定数は、 <u>前項第2号に掲げる職員</u> の定数のうち35人とする。
<u>付 則</u>		
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		

議案第 109 号

甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 27 日

甲賀市長 岩永 裕貴

甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例

甲賀市立学校施設開放条例（平成16年甲賀市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表冷暖房設備の部に次のように加える。

格技場（水口中学校）	1時間当たり	1面	400
------------	--------	----	-----

付 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

議案第109号参考資料

甲賀市立学校施設開放条例新旧対照表

改正案			現行		
(開放施設)			(開放施設)		
第2条 学校開放を行う市立学校の施設（以下「開放施設」という。） は、別表に掲げる施設とする。			第2条 学校開放を行う市立学校の施設（以下「開放施設」という。） は、別表に掲げる施設とする。		
(使用料)			(使用料)		
第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料 を納付しなければならない。			第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料 を納付しなければならない。		
2 (略)			2 (略)		
別表（第2条、第10条関係）			別表（第2条、第10条関係）		
施設名	区分	金額（円）	施設名	区分	金額（円）
(略)			(略)		
照明設備	体育館 格技場	1時間 当たり	1面	400	400
			1／2面	200	200
	グラウンド		1面	600	600
			1／2面	300	300
冷暖房 設備	体育館（アリ ーナ）	1時間 当たり	1面	1,000	1,000
	体育館（格技 場等）	1時間 当たり	1面	400	400

格技場（水口 中学校）	1時間 当たり	1面		400
----------------	------------	----	--	-----

備考

1～5 (略)

付 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

備考

1～5 (略)

議案第 71 号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 18 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第9号）第16条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を解任することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 7 1 号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

(解任日：令和 7 年 1 月 30 日)

	氏名	委員の構成	備考
1	谷口 安子	綾野小学校学校運営協議会	

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 前条の規定に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

議案第 72 号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 18 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

議案第72号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期：令和7年12月1日から令和9年11月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	小澤 信一	学識経験を有する者	甲賀市スポーツ協会
2	山崎 隆司	学識経験を有する者	甲賀市スポーツ推進委員会
3	福井 尚子	学識経験を有する者	甲賀市スポーツ少年団
4	大原 克彦	学識経験を有する者	甲賀市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
5	奥嶋 たみ子	学識経験を有する者	甲賀市健康推進連絡協議会
6	倉谷 義数	学識経験を有する者	滋賀県障害者スポーツ協会
7	村上 元庸	学識経験を有する者	滋賀県スポーツ医会
8	水野 修	関係教育機関の職員	甲賀市小学校体育連盟
9	赤尾 優文	関係教育機関の職員	甲賀市中学校体育連盟
10	四谷 さおり	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 甲賀西保育園
11	圖司 直子	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

【参考資料】

甲賀市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(参考)

スポーツ基本法

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

教育委員会定例会資料
令和 7 年(2025 年)11 月 18 日
教育委員会事務局社会教育スポーツ課

令和 8 年(2026 年)甲賀市 20 歳のつどいについて

1. 趣旨 20 歳の成人を招き、新しい人生の門出を祝福し、将来を激励するとともに、一人ひとりが次代の地域社会を担う者としての自覚を新たにしていただく機会として開催する。

2. 主催 甲賀市、甲賀市教育委員会

3. 日時 令和 8 年 1 月 11 日(日)

開場 13:00 ~

第一部 記念式典 14:00 ~ 14:30

開式

国歌斎唱

市民憲章唱和

市長式辞

来賓祝辞

来賓紹介

主催者紹介

誓いのことば

閉式

第二部 記念イベント 14:40 ~ 15:30(予定)

*記念イベントの開催内容・時間については甲賀市 20 歳のつどい実行委員会にて協議し、決定する(過去の例:お楽しみ抽選会、太鼓・バンド演奏発表など)

4. 会場 あいこうか市民ホール

5. 対象 平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日に生まれた方で、下記のいずれかに該当する方

1. 甲賀市に住民登録がある方

(対象者には事前に案内通知を発送し、当日持参いただく)

2. 現在、甲賀市に住民登録はしていないが、甲賀市内の学校に通ったことがある方、甲賀市内にお勤めの方で、甲賀市20歳のつどいへの参加を希望する方
(参加申込書を事前提出いただき、受理後、案内通知を発送する)

*参考：甲賀市住民登録数（令和7年9月1日現在）

479名 女性 399名 合計 878名

6. 来賓 滋賀県議会議員、甲賀市議会議員、甲賀市民生委員児童委員協議会連合会長、社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会会長、甲賀市青少年育成市民会議会長

*登壇：県議会議員、市議会議長・副議長・厚生文教常任委員会委員長（6名）

*客席：市議会議員、民児協会長、社協会長、市民会議会長（24名）

<主催者>登壇：市長、副市長、教育長、教育委員（4名）

7. 運営 ・式の運営は甲賀市および甲賀市教育委員会事務局職員、会場施設管理者にて担うこととする（救護担当については民間看護師へ委託予定）

教育委員会定例会資料
令和7年(2025年)11月18日
教育委員会事務局社会教育スポーツ課

「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会について

1. 目的

これからの中世紀を担う子どもたちが、市民とふれあい、こうかの伝統・自然・歴史・文化・産業などについて学びながら体験する中で、自ら考える力や行動する力を引き出す機会とし、社会教育の立場で支援することを目的とする。

「子ども未来会議」の活動を集約し社会参画への経験の“場”として、甲賀市に提案・提言などを行い、子どもたちからの意見を市行政が受け止める“場”として「子ども議会」を開催する。

また、子どもたちがその経験を活かして、今後「みんながつくる 住みよさと活気あふれる甲賀市」のため、地域活動への参画や青少年活動に活かしてくれることを大いに期待する。

2. 主 催 かふか21子ども未来会議実行委員会

3. 後 援 甲賀市 甲賀市教育委員会 甲賀市議会 甲賀市青少年育成市民会議

4. 日 時 令和8年1月24日(土) 13:00~15:30

5. 場 所 甲賀市役所 5階議場

6. 子ども議員数 12名

7. 出席予定者

【甲賀市】……市長、副市長、教育長及び各部長等

【甲賀市議会】……議長、副議長、厚生文教常任委員会委員長

8. その他事項

- (1) 子ども議会議員の質問は、事前通告制とし、子ども議会開催の事前に事務局まで紙ベースで通告する。(12月1日(月)提出)
- (2) 1議員あたりの持ち時間は8分以内(質問、答弁、移動時間含む)とする。
- (3) 1議員1質問1答弁以内とする。
- (4) 休憩については、概ね1時間に10分程度を目安に設ける。
- (5) 子ども議会議長については、事前に2名決めておき第1部、2部で交代する。

<当日日程（予定）>

時間	内 容	備 考
12:30	○傍聴席受付開始	
12:50	○全員着席	
13:00	議長 1 ○開会宣言 ○国歌斉唱 市民憲章の唱和 ○出席者紹介	報道機関等の前撮影
13:15	○【第1部】 質問&答弁 ・子ども議会議員 6名（予定）	質問：3分30秒以内*6名=21分 答弁：4分30秒以内*6名=27分 合計：48分
14:05	(休憩) 10分	
14:15	議長 2 ○【第2部】 質問&答弁 ・子ども議会議員 6名（予定）	質問：3分30秒以内*6名=21分 答弁：4分30秒以内*6名=27分 合計：48分
15:05	(休憩) 10分	
15:15	○甲賀市議会議長総評	
15:20	○甲賀市長あいさつ	
15:25	○実行委員長お礼のあいさつ	
15:30	○閉会 終了後記念撮影	

教育委員会定例会資料
令和 7 年(2025 年)11 月 18 日
教育委員会事務局教育総務課

近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価
方法書に対する意見について【状況報告】

1. 経過

- 本件に関しては、令和 7 年 9 月 22 日に開催された令和 7 年第 16 回甲賀市教育委員会定例会の「4. その他、連絡事項など」において、教育委員会に報告し、教育委員の皆様から意見等をいただきました。
- その後、当市各部局の意見等を所管課である市民環境部生活環境課が取りまとめ、別添のとおり、「近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）」（令和 7 年 11 月 7 日付け甲生環第 730 号）により、甲賀市長から滋賀県知事に対して意見を回答されました。
- 滋賀県においては、令和 7 年 11 月 11 日に滋賀県環境影響評価審査会小委員会を開催し、「近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について」を議題として審査をされたところです。
※ 会議の開催結果は、開催後、概ね 30 日を目途に、滋賀県ホームページに掲載される予定です。

2. 今後の予定

- 令和 8 年 1 月 5 日を期限として、事業者から提出された環境影響評価方法書に対する知事意見が提出されます。（知事 ⇒ 事業者）
- その後、滋賀県環境影響評価審査会小委員会において、現地調査が行われる予定です。

3. 関係資料

- 「近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）」（令和 7 年 11 月 7 日付け甲生環第 730 号）

甲生環第 730 号
令和7年(2025年)11月7日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲賀市長 岩永 裕貴

近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について(回答)

令和7年8月6日付け滋環政第698号により依頼のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

今般、近江バラス株式会社が計画されている事業計画地の排水は、次郎九郎川に放流され、田村川を経て野洲川に合流して琵琶湖に流入している。事業計画地の下流には、野洲川伏流水を水源とする浅井戸の甲賀岩室水源があり、さらに下流では、本市の上水道供給のため、滋賀県企業庁水口浄水場が湖南市三雲地先において野洲川の水を原水として取水しています。取水した原水の浄水処理工程においては、除去できない、あるいは除去困難な有害物質が存在します。従って、水道原水や市民の大切な地下水(井戸)への有害物質の混入は、完全に防止される必要があります。市民生活の大切な生命線である飲用水を守るために、万が一は許されるものではありません。

計画されている安定型最終処分場は、浸透水集排水管が設置されるものの、管理型最終処分場のような、廃棄物と接触した雨水浸透水を集水させるための遮水シートは敷設されず、排水処理施設も設置されない処分場であることから、万が一、廃棄物に有害物質が混入していた場合、有害物質の混入した汚水が次郎九郎川を経て野洲川に流れ込み、長期に亘って水道水源を汚染することになります。計画では、調整池が設置されることとなっていますが、浸透水集排水管で集水されない浸透水は調整池には流れ込まず、地下にさらに浸透して地下水汚染を引き起こし、伏流水となって次郎九郎川に流れ込みます。また、調整池に流れ込む汚染水についても、数年単位の年月の間、調整池で貯水することは不可能ですし、仮に、汚染が発覚してから有害物質の処理施設を設置するにしても検出された有害物質を除去するための処理方法の検討、除去試験、設計、工事など、設置するまでの期間、汚染水の処理はできないまま放流され続けることになります。

既に次郎九郎川の上流には、公益財団法人滋賀県環境事業公社が平成20年に設置し令和5年10月をもって廃棄物の受け入れを終了した管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀があります。この施設は管理型最終処分場ではありますが、計画されている安定型最終処分場と同様、有害物質は一切受け入れないとされていました。しかし、万が一に備え、①処分場前面に遮水シートを二重に敷設し浸透水を完全に浸

透水貯留槽に集水する施設、②遮水シートに亀裂などの損傷が生じた場合に異常箇所の検知ができるシステム、③有害物質の処理にも対応した排水処理施設、④一切の有害物質を河川に排出しないために処理水を琵琶湖流域下水道に放流、⑤処分場の環境への影響を的確にとらえ、対策を講じるための学識者、県、市、住民等からなる環境監視委員会の設置、⑦定期的な河川水等の水質モニタリングを実施と結果の市等関係機関への報告、これらの対策を環境事業公社は実施され、次郎九郎川、田村川、野洲川の水質を清浄に保つ努力をしていただいてきた経緯があります。このクリーンセンター滋賀でさえ、環境監視委員会において、汚水原水や処理水で有害物質（環境基準では人の健康の保護に関する環境基準に設定）であるホウ素の濃度が排水基準以下ではあるものの、上昇していること及びホウ素の混入原因の特定には至っていないこと等が報告されています。しかしながらクリーンセンター滋賀では、有害物質対応の処理施設を持ち、下水道に接続していたために下流河川、水源地への汚染を生じさせることなく、埋立事業を終了することができました。

本計画では、安定型であり廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、がれき類のみを受け入れるとされていますが、万が一有害物質が混入した場合、展開検査などでは有害物質は見分けられず、混入したまま埋め立てられる可能性が高くなります。このため、安定型廃棄物に混入する有害物質を完全に除去することはできず、当処分場には有害物質が混入される可能性があるという前提に立ち、前述のクリーンセンター滋賀と同程度のリスク対策を講じた施設を建設する必要があると判断します。

今回の環境影響評価方法書に対する住民等の意見においても、浸透水が放流される次郎九郎川や田村川、下流の野洲川や琵琶湖の水質への影響を非常に懸念する意見、下流域を含めた影響範囲のわりに説明会等の住民の理解を得ようとする努力の欠如を指摘する意見、埋め立てされる廃棄物の排出元の9割が滋賀県外のものであることへの疑問をはじめとして、建設自体に反対する意見も多く見受けられる状況となっています。

こうした状況を踏まえ、環境保全の見地から、次のとおり本事業における環境影響評価方法書に対する意見を述べることとします。

1. 全般的な事項

- ・ 前文で述べた有害物質の河川等への万が一の流出を防止し、住民の水質への影響に対する懸念を払しょくするためにも、クリーンセンター滋賀と同程度のリスク対策を講じた施設の整備を求める。具体的には以下の7点です。
 - ①埋立予定地全面への二重の遮水シート敷設、②漏洩検知システムの設置、③汚水処理施設の設置、④処理後の排水の琵琶湖流域下水道への接続、⑤環境監視のための委員会等の設置、⑥地元住民等希望者による定期的な処分場の状況観察・確認の実施、⑦定期的な河川水や地下水等の水質モニタリングの実施及び県・市等関係機関への結果報告
- ・ 地域、市、県、事業者による、事業運営や環境監視に係る協定を締結し、また、学識者、県、市、住民等から構成される環境監視委員会等を設置して、事業者外

部の者による環境影響の把握、対策への関与が可能な体制を構築してください。

- ・配慮書に対する市長意見への事業者見解として、埋め立てする廃プラスチック類を原因とするマイクロプラスチックの発生量は多くないと考えているとされていますが、その根拠を客観的データに基づいて具体的に示してください。
- ・流出するとマイクロプラスチックとなる廃プラスチック類及びアスベスト含有物は受け入れる廃棄物から除外するよう再考してください。
- ・環境影響評価方法書の作成において、環境影響評価条例第6条（5）では、対象事業に係る「環境影響評価を実施しようとする地域」を記載することになっており、この地域は、滋賀県環境影響評価技術指針第7条（3）「対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域または土地の形状が変更される区域およびその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域」とされていることから、岩室水源および湖南市朝国水源も含む範囲を「環境影響評価を実施しようとする地域」に選定してください。
- ・本計画においては、搬入される廃棄物の約9割が県外から発生するものとされており、県外からの搬入割合が極めて高い状況にあります。産業廃棄物の最終処分については、循環型社会形成推進基本法の理念に基づき、原則として地域内で発生した廃棄物は地域内で適正に処理する「地域内処理」の考え方を基本とすべきものと考えます。

県外から多量に廃棄物が搬入されることにより、長距離輸送に伴う二酸化炭素排出量の増加や、交通量の増加に伴う生活環境の悪化など、本市域における環境負荷が過大となるおそれがあります。また、県内における産業廃棄物の最終処分能力の確保や、将来的な県内の廃棄物処理の安定性確保の観点からも、県外搬入に大きく依存する計画は望ましいものとは言えません。

したがって、搬入対象地域については、少なくとも県内発生廃棄物に限定する方向で再検討を行い、県外搬入を抑制する方針としてください。あわせて、搬入地域の設定に当たっては、廃棄物の種類ごとの発生量及び県内処理能力の状況を踏まえ、合理的根拠に基づく検討結果を示してください。

2. 個別事項

(水質)

- ・本件事業で設置を予定されている廃棄物処理施設の下流域にあたる田村川では、20年以上、甲賀市立土山小学校において、地域の自然とふれあう経験を通して自然の持つ強さや豊かさを知り地域の自然に関心を持つとともに、川での色々な活動を通して豊かな体験をする総合的な学習として田村川学習が実施されています。

併せて、甲賀市では、平成20年3月に「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」を制定し、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施することとしています。こ

これらの学習や活動を安全に安心して持続的に実施するために、環境影響評価方法書の「6.6 現況調査の実施計画、予測および評価の手法 6.6.4 水質（2）水の汚れ（施設の供用）」に対しては、以下のとおりとします。

- ① 「調査の基本的な手法」の水質調査については、BODだけでなく、環境省の「人の健康の保護に関する環境基準」および「生活環境の保全に関する環境基準」で規定される全ての項目を測定すること。
 - ② 「調査期間等」の調査時期については、調査結果に基づき安心して河川での野外活動が実施される時期とすること。
- ・ 繼続的な監視として、事業実施前はもちろん、実施中及び実施後においても定期的な水質検査を実施してください。
 - ・ 市民の不安解消のためにも、水質検査の結果は誰もが容易に確認できるよう、経過も含めてすべての結果を常に公開してください。

(展開検査)

- ・ 展開検査に従事する検査員がどのような資格を有し、その能力をどのように維持していくのか、また、そのための教育制度をどのように考えているのかを具体的に示してください。
- ・ 展開検査記録は、項目も含めてどのような内容となっていますか。検査体制、検査の具体的な手順を示してください。
- ・ 展開検査で不合格となった廃棄物の持ち帰り方法（積み戻しの手順・体制）について示してください。
- ・ 展開検査は目視で行うありますが、廃棄物に付着して有害物質が混入されないと100%言い切れるのかは甚だ疑問です。目視では有害物質の有無を判別することは不可能であると考えますが、中間処理において取り除くことができるのであれば、その根拠を客観的データをもって示してください。それができない場合には、有害物質を検出可能な検査方法と体制を確立してください。
- ・ 石綿含有廃棄物の展開検査方法は、もはや展開検査と呼べるものではありません。文字どおり、必ず「展開」のうえ受け入れに適切な廃棄物であることを「検査」してください。なお、別に述べるとおり、石綿含有廃棄物は廃プラスチック類と共に、受け入れる廃棄物から除外するよう改めて求めるとともに、本意見は石綿含有廃棄物の受け入れを前提としたものではないことを申し添えます。

(交通安全対策)

- ・ 車両の通行ルートについては、通行区間の地域、学校等関係機関と十分協議のうえ決定してください。また、工事車両及び搬入車両の通行ルート上で、歩道が未整備となっている区間については、児童をはじめとする歩行者の安全確保のため歩道を設置してください。
- ・ 工事車両及び搬入車両について、周辺の交通安全確保に努めるとともに計画どおりのルートを通行するよう必要な措置を講じてください。

(情報公開・周知)

- ・ 本事業に関する意見、問い合わせに対応するための専用窓口を事業所内に設置

して担当者を明確にし、問い合わせ等に対しては、期日を定めるなど迅速かつ誠実な対応が可能となる体制を構築してください。

- ・隣接する甲賀地域においても説明会を開催してください。併せて、市内外を問わず、下流地域においてもきめ細かく複数回の説明会を開催し、市民を含め関係者の理解を得るよう最大限の努力をしてください。

(その他)

- ・処分場建設による農業者の心理的・経済的影响（風評被害や耕作放棄地の増加）に対する配慮が足りない印象を受けます。地域農業の持続可能性を損なう恐れがあるため、影響緩和策の提示を求める。
- ・即日覆土等、一定の飛散防止対策はされることとなっていますが、風が強い日には即日の覆土を待たず飛散する恐れがあるため、基準を決めて風が強い日には受け入れを中止するなど更なる飛散防止策を検討してください。

以上その他、詳細な意見は別添のとおりとします

甲賀市市民環境部生活環境課

担当：廣野、山元

電話：0748-69-2145

F A X : 0748-63-4582

メール koka10204000@city.koka.lg.jp

環 境 影 韻 評 価 方 法 書 に 対 す る 意 見 (別紙)

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
O. 全般的事項			
①	【再掲】		有害物質の河川等への万が一の流出を防止し、住民の水質への影響に対する懸念を払しょくするため、クリーンセンター滋賀と同程度のリスク対策(具体的には以下の7点)を講じた施設の整備を求めます。 ①埋立予定地全面への二重の遮水シート敷設 ②漏洩検知システムの設置 ③汚水処理施設の設置 ④処理後の排水の琵琶湖流域下水道への接続 ⑤環境監視のための委員会等の設置 ⑥地元住民等希望者による定期的な処分場の状況視察・確認の実施 ⑦定期的な河川水や地下水等の水質モニタリングの実施及び県・市等関係機関への結果報告
②	【再掲】		地域、市、県、事業者による、事業運営や環境監視に係る協定を締結し、また、学識者、県、市、住民等から構成される環境監視委員会等を設置して、事業者外部の者による環境影響の把握、対策への関与が可能な体制を構築してください。
③	【再掲】		配慮書に対する市長意見への事業者見解として、埋め立てする廃プラスチック類を原因とするマイクロプラスチックの発生量は多くないと考えているとされていますが、その根拠を客観的データに基づいて具体的に示してください。
④	【再掲】		流出するとマイクロプラスチックとなる廃プラスチック類及びアスベスト含有物は受け入れる廃棄物から除外するよう再考してください。
⑤	【再掲】		方法書において、地域特性を把握する範囲について「対象事業実施区域境界線から半径2km」、環境影響評価を実施しようとする地域について「対象事業実施区域の周辺1kmの範囲」とされているが、特に本市上水道の原水を取水している施設は対象事業実施区域下流に位置するため、それぞれの範囲は、取水する施設が位置する湖南市朝国を含める設定してください。
⑥	【再掲】		産業廃棄物の最終処分について、循環型社会形成推進基本法の理念に基づき、原則として地域内で発生した廃棄物は地域内で適正に処理する「地域内処理」の考え方を基本とし、長距離輸送に伴う二酸化炭素排出量の増加や、交通量の増加に伴う生活環境の悪化など、本市域における環境負荷が過大にならないよう搬入対象地域を県内発生廃棄物に限定する方向で再検討を行い、県外搬入を抑制する方針としてください。あわせて、搬入地域の設定に当たっては、廃棄物の種類ごとの発生量及び県内処理能力の状況を踏まえ、合理的な根拠に基づく検討結果を示してください。
1. 調査全般			
①	2-2	事業位置	事業計画の位置と土山小学校、土山中学校との距離が近いため、大気や水質への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
②	2-2	事業位置	事業計画の位置と土山運動場、土山テニスコート等との距離が近いため、大気への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、市民が安心してスポーツ活動を行えるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
③	2-2	事業位置	事業計画の位置と土山こども園との距離が近いため、大気や水質への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、園児が安心して生活できるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
④	2-2	事業位置	事業計画の位置が甲賀町地域に隣接していることから、風向きによる大気への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、住民が安心して生活できるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
⑤	2-2	事業位置	事業計画の位置が認可地縁団体大沢区と距離が近いため、大気や水質への影響、工事や稼働に伴う騒音・振動、臭気の発生については、住民が安心して生活できるよう十分な調査と配慮をするよう求める。
⑥	2-2	事業位置	事業計画位置の下流には農地が近く搬入ルートにおいても農地があるため、大気や水質への影響や運搬時に発生する粉塵の影響については、農業者が心配し懸念するところ。作物を安全に生産できるよう十分な調査と配慮、説明をしておくこと。
⑦	6-6 6-9	環境影響評価の対象としなかった環境要素 現況調査の実施計画、予測および評価の手法	甲賀市では、「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」を制定し、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施することとしている。これに基づき、自然体験活動や野外体験学習等を安全・安心に実施する機会や場所が今後失われる事が無いよう、環境影響評価をしなかった環境要素についてもしっかりと確認、再検討すること。
⑧	6-6～6-40	環境影響評価の対象としなかった環境要素 現況調査の実施計画、予測および評価の手法	定期的な土壤・地下水・作物の検査を実施し、結果を住民に公開するとともに、異常時の迅速な補償・代替措置を契約するなどして明確にしておくこと。

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
2. 水質			
①	【再掲】		<p>下流域にあたる田村川では、20年以上、地元小学校において、地域の自然とふれあう経験を通して自然の持つ強さや豊かさを知り地域の自然に关心を持つとともに、川での色々な活動を通して豊かな体験をする総合的な学習が実施されています。これらの学習や活動を安全に安心して持続的に実施するために、環境影響評価方法書の「6.6 現況調査の実施計画、予測および評価の手法 6.6.4 水質 (2) 水の汚れ（施設の供用）」に対しては、以下のとおりとします。</p> <p>① 「調査の基本的な手法」の水質調査については、BODだけでなく、環境省の「人の健康の保護に関する環境基準」および「生活環境の保全に関する環境基準」で規定される全ての項目を測定すること。</p> <p>② 「調査期間等」の調査時期については、調査結果に基づき安心して河川での野外活動が実施される時期とすること。</p>
②	【再掲】		継続的な監視として、事業実施前はもちろん、実施中及び実施後においても定期的な水質検査を実施してください。
③	【再掲】		市民の不安解消のためにも、水質検査の結果は誰もが容易に確認できるよう、経過も含めてすべての結果を常に公開してください。
④	2-2	事業位置	計画地近くの田村川では、児童が毎年体験学習を行っているため、処理される廃棄物のかけらや水質汚染などによる健康被害等がないよう安全対策を徹底すること。
⑤	2-22 表2.9	雨水の検査方法	「以下の水質検査を行う」の「以下」とは何を示しているのか。また、浮遊物質量しか測定を行わないのか。それぞれに対する見解を示すこと。
⑥	3-77	水面利用、水利状況	農業用水、また、漁業への影響を懸念する。それらへの影響についても検証すること。
⑦	3-17, 18	水質測定結果	当該事業予定箇所は、甲賀市の大部分に供給する上水道施設の取水施設上流となることから、現時点におけるPFAS、PFOsを環境省が定める水道法上の水質検査に準じ、着工前状況として実施すること。
⑧	3-37	魚類	野洲川および田村川は県内でも有数の多様な魚種の生息地である。なかでも本項記載種のズナガニゴイ、アジメドジョウ、イトモロコについては、県内でも限られた場所にしか生息せず、野洲川水系はその中の重要な生息地に含まれ、建設予定地付近は多数確認される重要な生息地である。特に野洲川上流（田村川）のアジメドジョウは、県内及び関西圏でも希少な一大生息地で、伏流水（湧水・地下水が湧く場所）で越冬及び繁殖をすると考えられており、産業廃棄物場にて地下水汚染が発生した場合に、建設予定地は生息地の上部に位置することから、下部の生息域に多大なる影響を及ぼす可能性（生息地の喪失及び個体数の激減または絶滅）が考えられる。万が一地下水汚染が発生し、魚種の激減または絶滅した後の対応では手遅れとなるが、この点についての具体的な方策を示すこと。
⑨	5-4	甲賀市長意見	河川、ため池、地下水等の農業用水に影響がでないよう計画にどのように反映されたのか。事業者の見解では、基準を超えるような有害物質は発生しないことを前提に記述されているが、この見解は、市長意見に対する事業者の見解とは相違がある。
⑩	5-6	事業者の見解	配慮書に対する甲賀市長意見としてPFAS検査の実施検討を促しているにもかかわらず、下流河川でPFASが高濃度検出された場合のみ実施予定とされている。事業活動における安全性が確保できないことから、水道法に準じたPFAS検査を実施すると明言されたい。
⑪	6-37～41 水質 資料-1～2 水質 7-5 水質	水の汚れ 水質-水の汚れ-【供用後】浸透水の放流	表6.6-28地域特性に、水質調査の測定結果として指針値および環境基準を満足している旨の記載があるが、当該事業によりその数値に変化が生じ、水環境に影響を及ぼす可能性を否定できない。 その一方で、表6.6-29(1)において、水質の通常調査がBODのみとなっている。周辺水域への影響を及ぼす可能性が全くないとは言い難いことから、生活環境項目・健康項目・有機フッ素化合物について、事業実施前の現状把握だけでなく、事業開始後に定期的なモニタリングを実施すること。
⑫	資料-1	表1 注1、注2	甲賀市公共水域水質等調査における調査項目と比較し、全亜鉛、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐が調査項目として不足しているため、これらも調査対象とすること。
⑬	7-5 表7.3(1) 水質-水の汚れ-【供用後】浸透水の放流	計画段階配慮事項として選定した理由 または 選定しなかった理由 5～6行目	「国の基準を遵守する」は最低限・当然のことである。「下流河川の水底の汚れに係る重大な影響は生じないと考えられ」とあるが、周辺に野洲川上流の豊かな水環境があること、下流に上水道の取水地があること等から、重大な影響だけでなく多少の影響を及ぼすことに市民は大きな不安を感じている。そのため、事業実施前および事業実施後も定期的に水質モニタリングを実施すること。

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
⑯	7-5 表7.3(1) 水質-水の汚れ-【供 用後】浸透水の放流	計画段階配慮事項として選定した 理由 または 選定しなかった理 由 最終行	「方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針」とある が、事業実施前の調査のみで評価できるものではないため、事業実施後における周辺河川の定期的な水質モニタリングの実施により、貴社の汚染物質の流出 防止対策について評価すること。
⑰	全般	農業用ため池への影響	下流域には事業実施区域に近接する農業用ため池が複数あることから、根拠を示してため池に影響が出ない計画とすること。
⑱	全般	地域住民・農業者への影響	地下水およびため池への影響を早期に検知するため、観測井戸の新設と四半期 ごとの地下水分析を恒常化すること。

3. 展開検査

①	【再掲】		展開検査に従事する検査員がどのような資格を有し、その能力をどのように維持していくのか、また、そのための教育制度をどのように考えているのかを具体的に示してください。
②	【再掲】		展開検査記録は、項目も含めてどのような内容であるのか、検査の体制および検査の具体的な手順を示してください。
③	【再掲】		展開検査で不合格となった廃棄物の持ち帰り方法（積み戻しの手順・体制）について示してください。
④	【再掲】		展開検査は目視で行うとありますが、廃棄物に付着して有害物質が混入されないと100%言い切れるのかはまだ疑問です。目視では有害物質の有無を判別することは不可能であると考えますが、中間処理において取り除くことができるのであれば、その根拠を客観的データをもって示してください。それができない場合には、有害物質を検出可能な検査方法と体制を確立してください。
⑤	【再掲】		石綿含有廃棄物の展開検査方法は、もはや展開検査と呼べるものではありません。文字どおり、必ず「展開」のうえ受け入れに適切な廃棄物であることを「検査」してください。なお、別に述べるとおり、石綿含有廃棄物は廃プラスチック類と共に、受け入れる廃棄物から除外するよう改めて求めるとともに、本意見は石綿含有廃棄物の受け入れを前提としたものではないことを申し添えます。
⑥	7-5 表7.3(1) 水質-水の汚れ-【供 用後】浸透水の放流	計画段階配慮事項として選定した 理由 または 選定しなかった理 由 4行目	受入時の展開検査とあるが、目視検査では見落とされ、搬入された廃棄物に混入した汚染物質が流出する可能性がある。展開検査の実施と安定型ということをもって、水質への重大な影響が生じないと言いかえるものではない。 混入および流出対策を講じることはもちろんあるが、周辺河川の水質への影響について定期的な調査を実施すべきである。 なお、貴社の説明会の回答では、大部分の廃棄物は特殊な有毒性を持たないこと、多くは中間処理施設で選別・破碎されたものと想定とされているが、混入の可能性を否定できるものではない。
⑦	全般	目視等の展開検査	目視等の展開検査では完全に分別することは不可能であり、浸透水に悪影響を及ぼすことも想定されることから、有害物質の検出が可能な検査方法と体制を具体的に示すこと。

4. 生態系

①	3 - 173	環境保全に関する計画等	この地に生息する特有の生き物について、文献調査だけでなく、現時点の丁寧で正確な現地調査を実施すること。 さらに、現地調査実施後には必要に応じて、市が選任する有識者に意見を聞くなどして、具体的な計画変更を検討すること。
②	5-21	(11) その他	施設整備による生息域の分断を回避するための代替案を提示し、影響が避けられない場合は事業者において防除対策と補償を全面負担すること。 事業計画に先立ち、サル・シカ等の生息調査および移動経路の詳細な調査を第三者機関に委託実施し、結果を公開すること。

5. 車両の通行、安全対策

①	【再掲】		車両の通行ルートについては、通行区間の地域、学校等関係機関と十分協議のうえ決定してください。また、工事車両及び搬入車両の通行ルート上で、歩道が未整備となっている区間については、児童をはじめとする歩行者の安全確保のため歩道を設置してください。
②	【再掲】		工事車両及び搬入車両について、周辺の交通安全確保に努めるとともに計画どおりのルートを通行するよう必要な措置を講じてください。
③	2-4	搬入経路	農業の多くは早朝や夜間に行われる作業があるため、照明や騒音対策、車両の速度制限や誘導員の配置など、時間帯に応じた安全対策を講じること
④	5-5 表5.2	甲賀市長の意見およびそれに対する事業者の見解	当該事業に起因して市道を損傷した場合は、事業者において修繕すること。

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
6. 事故・災害			
①	2-19	(4) 防災対策	万が一の火災発生時の対応、拡大の防止について、甲賀広域行政組合消防本部あて確認し、推奨される対策措置を講じること。また、あわせて消防車両の侵入路についても適切に確保すること。
②	5-4	「農作物に被害が発生し、本処分場との因果関係が明らかとなった場合には、環境法令の基本となる考え方である原因者負担により弊社が補償をすることとなる」	農作物に被害が発生し、因果関係が明らかとなった場合は補償するとあるが、誰がどのように因果関係を証明するのかを具体的に示すこと。
③	全般	地域住民・農業者への影響	施設からの排水や漏出がため池に流入した場合、農業用水や生態系に重大な影響が出来ることから、緊急遮断設備と排水経路を事前に公表すること。被害が拡大した際の補償や防護措置は事業者負担で実施することとし、その責任範囲を明文化しておくこと。
7. 情報公開・周知			
①	【再掲】		本事業に関する意見、問い合わせに対応するための専用窓口を事業所内に設置して担当者を明確にし、問い合わせ等に対しては、期日を定めるなど迅速かつ誠実な対応が可能となる体制を構築してください。
②	【再掲】		隣接する甲賀地域においても説明会を開催してください。併せて、市内外を問わず、下流地域においてもきめ細かく複数回の説明会を開催し、市民を含め関係者の理解を得るよう最大限の努力をしてください。
③	第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解 5-15② 事業者の見解 4~5行目	法令に則った公表を行うほか、県・市・自治振興会への報告（情報公開）についても、協議いたします。	情報公開について協議するとあるが、情報公開が適正に行われていると理解することで、住民の安心につながるため、早急に協議を行い結果を示すこと。
④	全般	地域住民・農業者への影響	事業者は、稼働前に土壤・地下水・作物のベースライン調査を実施し、稼働後には下記の頻度と項目で検査を継続的に実施するとともに、データをオンラインで公開し、住民参加の監視委員会による年次レビューを実施すること。
8. その他			
①	【再掲】		処分場建設による農業者の心理的・経済的影响（風評被害や耕作放棄地の増加）に対する配慮が足りない印象を受けます。地域農業の持続可能性を損なう恐れがあるため、影響緩和策の提示を求めます。
②	【再掲】		即日覆土等、一定の飛散防止対策はされることとなっていますが、風が強い日には即日の覆土を待たず飛散する恐れがあるため、基準を決めて風が強い日には受け入れを中止するなど更なる飛散防止策を検討してください。
③	6-58, 59	人と自然との触れ合いの活動の場	計画地の直下の田村川では、小学校や学童保育等、地域住民が自然との触れ合いを楽しむ場として利用しており、社会教育の実践地としても重要な場所となっている。本計画によって、その機会が減る、または失われることが懸念される。特に、ふるさとの自然を誇りに思う子どもたちの気持ちが損なわれることがないよう、影響を評価するよう求める。
④	第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解 5-6 事業者の見解5~7行目	(現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり)	一部例外がどの程度かの見込みは想定しているのか。（一部例外に、住民の健康被害につながる「廃石綿等」が含まれている懸念を持つため。）
⑤	-	-	当該事業は、地域森林計画対象森林における1.0haを越える開発行為であり、林地開発許可申請対象となるので、あらかじめ滋賀県に協議をしてください。
9. 修正・確認事項等			
①	3-90 表3.47	総人口の列にある普及率（%） 100%	総人口に対しての普及率はないため、100%ではなく「空白」にするなど、記載について再考されたい。
②	3-90 表3.47	枠外 注1) 令和4年3月31日現在の実績を示す。	令和4年3月31日 → 令和5年3月31日の違いではないか。 (当該の数値等は、滋賀県HPでは令和4年度末のものではないか。)
③	資料-1	表1 注1	「大腸菌群数」とあるが、「大腸菌数」ではないか。 ※これ以外の項目についても環境基準等を要確認のこと。
④	2-22 8行目及び表2.9	(予定)	この箇所のみ「予定」という文言が使用されているがなぜか。

NO.	該当する頁・行	意見箇所	意見・修正点・理由など
⑤	3-88 表3.46	上水道の給水状況	上水道の普及率100%以上はありえない。確認すること。 なお、令和6年度末の普及率は99.77%となっている。
⑥	3-171 ②都市計画法（昭和34年法律第100号）に基づく開発許可 7行目	(非線引都市計画区域における3,000m ² 以上)	(非線引都市計画区域における1,000m ² 以上)
⑦	3-171 ③甲賀市みんなのまちを守り育てる条例に基づく事前協議等 7行目	面積要件（非線引都市計画区域における3,000m ² 以上）及び	削除
⑧	3-171 ③甲賀市みんなのまちを守り育てる条例に基づく事前協議等 8行目	甲賀市長の許可が必要である。	甲賀市長に提出する必要がある。